平成 27 年度 千葉県国土利用計画地方審議会 議事録

平成27年11月18日(水)午後1時30分から ホテルプラザ菜の花 4階 槙

司 会

定刻になりましたので、ただいまから平成27年度千葉県国土利用計画地方審議会を開会いたします。

私は、本日の司会進行を務めます政策企画課地域政策班の渡部でございます。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、鶴巻総合企画部長より御挨拶申し上げます。

総合企画部長の鶴巻でございます。

本日は、大変お忙しい中、本審議会に御出席賜りまして誠にありがとう ございます。また、日頃より、本県の土地利用行政の円滑、適正な推進に 御指導と御協力を賜りまして、感謝を申し上げます。

さて本日の議案でございますが、千葉県土地利用基本計画書の変更案に つき、御審議をお願いいたします。

内容といたしましては、知事より諮問いたしました、都市計画区域の見直しによる都市地域の拡大など10の案件につきまして、本日の審議会で答申を決定していただきたいと考えております。御検討いただきました上は、その答申を踏まえて、来春の土地利用基本計画の変更手続きを進めたいと考えてございます。また、本日は国土交通省の方がお見えでございますので、後ほど、本年8月に閣議決定されました、第5次の国土利用計画全国計画について、御説明を賜ります。

本日の議題は、引き続き適切な県土利用を推進する上で重要な事項と考えておりますので、皆様の専門的な知見から御指導賜りますよう、御審議のほどよろしくお願いいたします。

司 会

次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず最初に、次第。次に座席表。次に委員名簿。

次から資料になりまして、

資料1 千葉県土地利用基本計画について

資料2 千葉県土地利用基本計画の変更について (諮問)

資料3 千葉県土地利用基本計画図変更案

資料4 第5次国土利用計画 全国計画について

資料 5 第 5 次国土利用計画 全国計画概要のパンフレット

あと、参考資料としまして、

参考資料 1 千葉県国土利用計画地方審議会について

参考資料 2 森林法に基づく林地開発許可等の施行中案件の状況

以上でございます。配付漏れ等ございませんでしょうか。

続きまして、ここで前回の審議会から委員の御異動がございましたので、御紹介させていただきます。

まず、県議会議員の秋林貴史委員でいらっしゃいます。

秋林委員

よろしくお願いします。

司 会

同じく県議会議員の伊藤昌弘委員でいらっしゃいます。

伊藤委員

よろしくお願いします。

司 会

続きまして、同じく県議会議員の大﨑雄介委員でいらっしゃいます。

大﨑委員

よろしくお願いします。

司 会

続きまして、県議会議員の戸村勝幸委員でいらっしゃいます。

戸村委員

よろしくお願いします。

司 会

このほかに本日、所用のため欠席ということですが、県議会議員の石井 敏雄委員と鈴木昌俊委員がいらっしゃいます。

続きまして、本日の出席委員数を御報告いたします。

本日の審議会には、ただいま12名の委員の出席をいただいております。これは委員定数18名の半数以上を満たしておりますので、千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本審議会は千葉県情報公開条例第27条の3の規定によりまして、公開することになっております。また、審議会の議事録につきましては、後日公開する予定になっておりますので、御了承願います。

では、これから会議の進行につきましては、千葉県行政組織条例第32条第1項の規定によりまして会長にお願いしたいと思います。

北原会長、よろしくお願いします。

北原会長

会長を務めております北原です。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。先ほど部長さんのお話にもありましたように、今日は千葉県土地利用基本計画の変更案について、御審議をいただき、答申を決定することになっております。千葉県における国土利用の適正な推進を図っていく上で、今日御審議いただきます変更、非常に重要な役割を果たしておりますので、委員の皆様、それぞれ御専門の立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

また、今日は国土交通省から、第5次国土利用計画について説明を頂けると伺っておりますので、後ほどお願いいたします。

それでは、本日も議事の円滑な進行に努めてまいりますので、よろしく お願いします。

それでは議事の審議に入ります。本日の審議会、報道関係者、傍聴者が

いるかどうか確認します。本日の審議会いかがでしょうか。

事務局

本日の審議会には報道関係者1名が参加しております。

北原会長

それでは報道関係者の方に、お伝えします。これから、撮影をしていただく時間をとりたいと思います。よろしいでしょうか。撮影をされるようでしたらお願いします。

(撮影)

北原会長

それでは、議事が進んでいる間の撮影は、御遠慮いただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、審議に先立ち、議事録署名人の選任をお願いしたいと思います。 差支えがなければ慣例に従って、私からお願いしてもよろしいでしょうか。

委員異議なし。

北原会長

それでは、私の方から指名をさせていただきます。今日は、岡委員と轟委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、本題の審議に入ります。1つ目の議題は知事から諮問がありました、千葉県国土利用基本計画の変更についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

北原会長

どうも御苦労様でした。それでは審議をお願いします。 御質問、御意見のある方は発言をお願いいたします。 はい。秋林委員、お願いします。

秋林委員

1点質問ですけれども、今回の変更の中で、太陽光の設備の設置で森林 地域を縮小するところが何件かあるようですけれども、当然自然エネルギ ーは大切ですし、設置については個別の法律を全てクリアしたうえで設置 していると思いますけれども、全体として、個別にはクリアした案件だと は思いますけれども、県の全体の中で、森林地域が縮小するということに ついて、大きな問題はないのかどうか。そこについて、お聞きしたいと思 います。

北原会長

はい。どうもありがとうございます。ただいまの御質問について、はい、お願いします。

森林課

森林課でございます。太陽光発電施設の設置による森林の減少について、影響がないかという御質問ですが、最近太陽光発電施設の設置は急増

しているということで、平成24年度以降、累計で約400haの太陽光 発電施設の設置の許可等がされているところでございます。

森林地域の減少による影響でございますが、森林の有する公益的機能、水源の涵養ですとか、災害防止、環境保全といった公益的機能に著しい影響を及ぼさないように、林地開発許可制度の適用や、千葉県の場合には、小規模林地開発といって、0.3 h a 以上の開発行為につきましても条例に基づく届出制度があり、0.3 h a 以上の開発行為については、防災基準等、それから森林の確保等審査を行って許可等を出しているところでございまして、現状の規模から申し上げますと430 h a で今後も若干増えるかとは思いますが、現段階では、大きな影響はないというふうに考えております。

北原会長

はい。いかがでしょうか。よろしいですか。 他に御質問、御意見。はい、石川委員、お願いします。

石川委員

同じ太陽光発電に関する質問なのですが、参考資料の2を見ますと、森 林法に基づく林地開発許可等の状況ということで、1番からずっと49番 までいろいろとありまして、かなり太陽光発電が多いですよね。それで、 今回の計画図というのは5ha以上の面積の変更があった場合というこ とで、先ほどの事務局の御説明では、それ以下のものはここに上がってこ ないということです。そうしますと、変更する面積が森林面積で1,55 7haが減少。しかし、今回上がってきているのは33haということで、 以上申しますと、1,500haほどの変更が実際に行われていると考え てよろしいのかどうかということと、結構、今430haに関しては問題 ないということですけれども、やはり限られた県土なんですね。どのよう にこの土地利用計画、国土利用計画というのはそういった役目を持ってお りますので、今あまりそういう問題がないとしても、トレンドとしては何 か非常に大きな流れがあるようで、それがいいとか悪いとかは別として、 やはりこのマイナスの1,500ha、それからたくさん出ているこうい ったものにつきましてももう1回、あまり問題ないですよというのではな くて、どういう形で県としてそういう流れを受け止めて、それからこうい う事実をしっかりと把握していこうとしているのかもう一度改めてお伺 いしたいと思います。

北原会長

はい。どうもありがとうございます。いかがでしょうか。今の御質問に関して。

事務局

今の森林地域の管理なんですけれども、先ほど平成15年の審議会の御意見から5ha以上ということで、手続の方はしておりますが、面積の管理につきましては、毎年調査をしておりまして、面積の方は5haの手続の案件とは別に、毎年面積管理をして確認をしております。

北原会長

はい。面積管理については問題ないということでわかりましたが、太陽 光発電、小さな規模まで含めるとかなりの面積にのぼっていて、将来的に これは問題が生じる恐れはないのでしょうかという御趣旨の御質問だっ たと思いますが、いかがでしょうか。では、森林課。

森林課

森林課でございます。ただいま太陽光発電施設の許可等面積が430haというお話をさせていただきましたが、小規模な開発行為を伴う太陽光発電につきましても、かなりの数が上がっていまして、県の方で把握している箇所数では約100箇所でございます。

森林全体としての保全という意味でお答えするのであれば、3つの視点があると思うのですが、まず森林整備による森林機能の維持という形で、県内で人工林が約6万haございますけれども、これらの人工林については、森林経営という立場で森林経営計画というものを作りまして、経営の視点から森林の機能の維持、増進を図っているところでございまして、これは、森林政策の大きな柱でございます。

もう一つは、森林保全という意味で、保安林指定がございます。県内で約1万数千ha保安林がございまして、他県に比べて若干少ないですが、これは県内の森林の約9割が私有林ということがなかなか保安林化が進まない理由です。保安林につきましては、伐採の制限であるとか、転用については抑制されているということがあり、保安林にすることによって、森林の長期的な保全が図られることになります。

もう一つは、先ほども申し上げましたが、林地開発許可制度等による適正な開発行為を進めさせるということで、千葉県の場合は、平成22年に千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例というものを制定しまして、これは全国に先駆けたものですが、1ha以上の林地開発許可に該当しない小規模な林地開発につきましても、森林の確保ですとか、防災施設の設置等、森林がなくなることに対する影響を最大限に抑えるような指導を行っているということでございます。以上です。

北原会長

いかがでしょうか、石川委員。

石川委員

千葉県はやはりなだらかですよね。林地が。里山ということで。それから大都市圏でたくさん人が住んでいらっしゃるということで、そういう意味では太陽光発電、気候も温暖ということで、いろいろな条件がそろっていると思うんですね。ですから市場がうまく動く限り、こういう状況というのは続いていくと思いますので、これはどういう結論になったかわかりませんけれども、この前の鬼怒川が決壊した時にですね、やはり太陽光発電の問題があったりしまして、やはり非常に根強い需要、それから大変な自然エネルギーということで、大事なことでございますけれども、ほんとに5年前、東日本大震災が起こる前は、こういう話というのは全くほとんどなかったわけですので、ぜひ、県土を守り、有効に活用していくという視点から、しっかりとした調査というか、それとそれに対する行政としての責務というものを少し大きな柱として取り組んでいただけると大変あ

りがたいと思います。

北原会長

意見ということでよろしいですか。

石川委員

はい。

北原会長

はい。どうもありがとうございました。

太陽光発電施設については、まだ歴史が浅くて、どのような形が適正なのかということも、必ずしもまだ安定した解答があるわけではないということ、石川委員の御発言の中にもそういう趣旨があったかと思いました。そういう意味では、県としても、今後十分に動向を注視しながら、どういう形で誘導していくのが良いのか、今回の見直し等には直接は関わらないにしてもぜひ検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

他に。はい、中井委員お願いします。

中井委員

私も、太陽光発電のことで今の石川委員と同じことを御質問しようと思ったのですが、今していただいて、お答えも伺いました。関連して、太陽光発電以外に、例えば風力発電というものもあると思うんですけれども、あれは例えば面積をとらないのでこういうところには現れにくいのかというのが御質問なのと、あとは、森林だけではなくて、先ほども平らな地形というお話もありましたように、農業用地が太陽光発電、例えば農業を放棄するといったこともありますので、そういったことも実際にあるのかどうかということが2点目で、たくさんで恐縮ですが、3番目、最後ですが、森林とか森林用地はこれまでのトレンドとして、一貫して減少しているんでしょうかということをよろしくお願いします。

北原会長

はい。どうもありがとうございます。3点御質問いただきましたが、森林課でお答えいただけるものとそうでないものとありますが。

森林課

森林課でございます。まず、風力発電でございますが、過去に1件だけ 風力発電の許可を受けて1基できている事例がございます。やはり敷地面 積はさほどかからないということで、森林の開発許可にはかからないとい った状況でございます。

あと森林の減少ということでございますが、これは昭和49年に林地開発許可制度が出来てから一貫して森林は減少しています。一番のトレンドは、バブルの頃のゴルフ場開発で、当時約50件で6,500ha程の森林が減少しております。それが最近は少なくなっておりまして、お手元の参考資料2ですが、ここでもゴルフ場の施行中案件が一番面積的にはウェイトを占めておりますけれども、かなりのものが、開発行為が遅れているというか、止まっているものもございまして、平成24年から平成27年の間で、5件減少していますが、うち3件は造成が完了したもので、残り2件は廃止となっております。

ゴルフ場等もそうですけれども大規模な開発行為の許認可を受けて一

時止まっている案件について、その後、太陽光発電に切り替えられるといった事案もお話としては出ております。

農地·農村 振興課

農地・農村振興課でございます。

すみません。今、手持ちの資料で農用地についての太陽光発電の数はないんですけれども、確かにここのところ農地転用許可申請で、太陽光に関係する農地転用許可申請は非常に増えていると思っております。以上です。

北原会長

よろしいですか。

はい。中井委員いかがでしょうか。

中井委員

今の農用地ですけれども、それも統計の対象にはなっているのでしょうか。

農地·農村 振興課 すみません。ここの場での統計の対象にはなっていないのではないかと 思います。

北原会長

この場ではなっていないけれど、把握はされているということでしょうか。

農地·農村 振興課 何件出ているかということでもですね、他に農地転用の関係で千葉県農業会議(県の諮問機関)がございますので、そこでは何件という形で件数は把握していますが、(諮問されていないものもありますので、)全てを集計しているということではございません。今、ここには手持ちがないということです。

北原会長

はい。中井委員、よろしいでしょうか。

中井委員

はい。

北原会長

他にいかがでしょうか。はい。轟委員、お願いします。

轟委員

同じく関連して、やはり、いろいろ状況も変わってきて、利用状況が変わってきている。これは時代の流れだと思っておりますが、我々、国土利用計画の中では、利用区分ごとに目標の規模というのを定めているんですが、それらとの関連がどうかというところが非常に気になるんですが、このトレンドこの先どうなるかということも含めて、その目標値との関連について、今の森林だったり、大きいところで言えば、今回は都市地域が大きいわけですが、そこについて少し説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

北原会長

はい。事務局いかがでしょうか。

事務局

規模の目標ですけれども、この5地域の面積に関しましては、目標値というものは特に定めておりません。目標値は、国土利用計画の方のモニタリング制度のところで、モニタリングの調査や評価等をしておりますが、面積の目標に関しては、国土利用計画で定めておりますので、そちらの方でその目標と数字の減りに対してどうするかとか、どうこうするかという評価等はしていきますけれども、土地利用基本計画に関しては、あくまで地域の面積の把握という程度で対応しております。

北原会長

轟委員、いかがでしょうか。

轟委員

わかりました。その点はわかったのですが、ただやはりその将来にわたってどうしていくかというのが非常に重要かと思いますので、そのモニタリングしている状況等を両方合わせて、この状況が今の現状というのを、良しとするのか、今後何か対策がいるのかということを検討していかなければいけないかなと思っておりますので、その両方をしっかりと見比べながら、把握をしっかりとしていただければと思います。

北原会長

いかがですか。事務局。

事務局

検討してまいりたいと思います。

北原会長

はい。それでは中井委員、お願いします。

中井委員

今の御質問で思い出したのですが、さっき肝心なことを言い忘れまして、森林のことに関して特に申し上げたのは、私、防災ということで出させていただいているのですが、森林というのは、雨が降った時の保水能力にダイレクトに結びついておりますので、それが減少するということは、雨による災害、土砂災害とかそういうものとも関連いたしますので、ウォッチはもちろんなんですけれども、やはり防災上の観点からあまり減らないような何らかの工夫がもしできるのであれば、お考えいただければなというふうに思います。御検討だけでもよろしくお願いいたします。

北原会長

はい。県として、何かそこらへんの方針をお持ちでしたらお願いします。

森林課

森林課でございます。先ほど御説明いたしました林地開発許可等により防災等の指導を行っておりますが、その中で今御指摘いただきました水の確保、それから水害の防止、それぞれを防災基準等に基づき指導しているところで、まず水害の防止につきましては、必要に応じて調整池の設置等で水害は起きないようなハードの整備等の指導を行っているところでございます。ですから開発行為が行われた後も、そういった防災施設等が機能することによって、森林がなくなりますけれども、機能低下した分はその施設によって機能は補填されることになります。

また、水の確保につきましては、著しい水の確保に支障をきたさないようにということで、例えば水需要があるのであれば、調整池の中に必要な農業用水の貯留容量を確保するであるとか、森林率というのが林地開発許可制度にはございまして、ゴルフ場ですと50%以上、事業場ですと25%以上ということで、全て木を伐ってしまって転用してしまうのではなくて、必要な森林を確保しながら、土地利用していただくということで水の確保についても、著しい影響はないという形で実施をしていただくよう指導をしている状況でございます。

北原会長

はい。中井委員。

中井委員

はい。そのことはよくわかりました。水関係そのものと言いますよりは、 斜面災害というものがございまして、降雨があると、雨のあと、斜面が崩 れやすくなるということがありまして、植生があれば多少は、ちょっと定 量的に言うのは難しいのですが、斜面が崩れるということをある程度は防 いでくれる効果がありますので、というよりは木が生えていないとあっと いう間に崩れてしまいますので、木があった方がもちろんいいわけです。

これは、千葉県の南側の丘陵地帯だけではなくて、北半分にも台地と平地の境界に結構急斜面がたくさんあります。そういうところにも木は生えておりますので、そういったことまで含めて、斜面災害という観点からも注意いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

北原会長

御意見ということでよろしいですか。

それでは、ぜひ県の方では受け止めていただきたいと思います。 他にいかがでしょうか。御質問、御意見。よろしいでしょうか。 委員の皆様から、大変重要な御意見をいただいたと思います。

自然エネルギーの利用というのは、今後ますます求められていくわけですが、それと同時にやはり環境をどのように確保していくのか。自然エネルギーが得られれば、どんな形で利用されようともいいということではなくて、やはり適正な利用の形、今、まだまだ自然エネルギーの利用計画は整理されているとは言えず、今後いろいろと考えなければいけない課題もたくさんありますので、そういったあり方についても御検討いただき、適正な方向に誘導していただけるようにぜひお願いしたいと思います。

事務局

すみません。事務局から一つ補足を。恐れ入ります。

先ほどですね、轟委員から御質問がありました、県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標ということですが、事務局の方で土地利用基本計画の方には記載されていないという趣旨で回答させていただいたのですが、皆さん御承知置きのことかと思いますが、国土利用計画の県版の方では目標の数値を定めているところでございます。

今後とも、土地利用基本計画の中で実際に現況を押さえていくわけですけれども、先ほど委員から御指摘いただきました点も踏まえまして、その辺も十分に考慮しながら今後取り組んでいきたいと思います。以上です。

北原会長

どうもありがとうございます。先ほど、轟委員の質問、途中で何となく 私も切ってしてしまい申し訳ありませんでした。

たぶん、轟委員のおっしゃりたかったのは、目標値とここに出てくる数値が適正に合致していくのかそれともあまり望ましくない状況に動いているのか、そこら辺も含めて説明して頂けると委員の皆さんも納得がいくんじゃないかなと思いますので、できれば次回以降そういう観点について御説明いただければと思います。

はい。石川委員。

石川委員

ちなみにどのくらいなんですか。

事務局

規模の目標自体なんですけれども、例えば農用地ですと、基準年が19年になっていて、今の第4次国土利用計画では平成29年度を目標年次としていて、そこでの目標数値を定めているというところです。

ちなみに森林地域につきましては、159,700haが目標数値になってございます。

石川委員

そうしますと現行では、ちょっと足りないですね。159,433しかないですから目標に対して、森林はもうちょっと減ってはいけないということになりますよね。

事務局

それに対しては減ってしまっているということです。御指摘のとおりで す。

石川委員

そうすると、どうやって増やしていくかというのが、あまり見込みがないような感じですね。ついでに農業とか都市とか教えていただけますか。

事務局

はい。ちなみに農用地でございますが128,100haでございます。

石川委員

農用地だけですから。農業地域には。

事務局

すみません。そうですね。農用地と農業地域というのがここに書いてあるもので対象が違ってしまっているので数字が乖離してしまっていて、単純に比較できるものが手元になくて申し訳ございません。

石川委員

そうすると都市も単純に比較はできないと。

事務局

都市もそうですね。国土利用の方ではですね、いわゆる道路とか宅地とかそういう分けをしてしまっていて、そのまま合致しないところがあります。

石川委員

しかし、森林地域に関しては非常にクリアですね。目標値をもう下回っ

てしまっているということですから。やはり今日の議論というのは、委員の皆さんが何かひしひしと何かが変わっているということで、御質問がやはり集中したのかなと思います。ありがとうございました。

北原会長

はい。重要な御指摘、どうもありがとうございました。

この目標値とこういった現行のトレンドというのがどういうふうに合致しているのか、どういうふうにずれつつあるのか、ぜひ県として把握して、委員にもわかりやすく今後説明頂ければと思います。よろしくお願いします。

他によろしいでしょうか。

それでは、ここでお諮りをさせていただきます。

今回、知事から諮問を受けました、千葉県国土利用基本計画の変更案につきまして、貴重な御意見をいただきましたが、基本的に反対という御意見はなかったようなので、原案どおりに承認することで知事に答申してよろしいでしょうか。

委員異議なし。

北原会長

はい。どうもありがとうございます。

それでは、いただいた御意見を付したうえで、本計画の変更案を承認し、 その旨、知事へ答申することにしたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、2番目の議事になりますが、第5次国土利用計画(全国計画)についてです。

国土交通省国土政策局総合計画課 福島専門調査官がお見えですので、御説明をお願いします。

国土交通省

(国土交通省説明)

北原会長

はい。どうもありがとうございました。大変貴重な機会ですので、もし 御質問、御意見あれば。

はい。それでは、島田委員、お願いします。

島田委員

私は不動産鑑定士をやっているものですから、この人口減少というのは、非常に痛切に感じておりまして、当然土地の需要がなくなるわけで、価格はどんどん下落していくというような状況が現実に起きているわけですけれども、そういうその第5次計画を受けてですね、千葉県の基本計画の中で、こういう目標のためにこういう変更をしますとか、今回の変更についてはさておき、次回以降変更する時に、そういうことが県民というか住民にわかりやすく説明できるようなものであることを希望します。

特に人口減少のために土地利用基本計画がどうしたらいいのかちょっとパッとはわからないんですけれども、今お伺いしましたコンパクト化とかということになると、都市地域の減少とかが必要になってくると思いま

すので、そういうことを目標と効果をはっきり分かるような変更とか説明 ができるといいんじゃないかなと思っております。以上です。

北原会長

はい。どうもありがとうございます。

県への今後の取り組みへの御要望というか御意見ということですが、県 として、何か今の段階でおっしゃることありますか。

それでは、次回に向けて受け止めていただきたい。 お願いします。

事務局

すみません。明確に今の段階でどうということは言えないんですけれども、御指摘のとおりですね、人口減少とそれから環境的にも温暖化とかいろいろな問題がありまして、いわゆる都市地域も森林地域も今後どのようにいい環境を保ちつつ均衡ある県土の整備を進めていくかというところかと思います。

現時点でこういうところということで具体的にお答えできるところはないですけれども、そういうところを十分留意しながら今後取り組んでまいりたいと思います。以上です。

北原会長

どうもありがとうございます。 島田委員、よろしいですか。 では、石川委員。

石川委員

福島さん、御説明、誠にありがとうございました。

この3つの視点というのは、本当に的確でこういう形で第5次国土利用 計画が進んでいくということは的確だと思うのですが、私、このグリーン インフラ、ずっと専門ですので、言葉の提示はいいんですけれども、大変 言いにくいのですが、この絵があまりにもひどい。

グリーンインフラを言ってらっしゃるんですけれども、どこにもグリーンインフラが書いていなくて、例えば津波で海岸が壊滅しましたけれども、防潮堤、堤防だけでなくて、海岸林をしっかり作っていく。千葉県もそうです。コンクリートの防潮堤だけでは、50年経ったらまた誰かがやらなくてはいけないですから。やはりその海岸の保全というところ、この絵を見ますと、何も書いていないんですけれども、やっぱりこれこそグリーンインフラですし、それから、山の方もエコツーリズム推進と書いてありますけれども、むしろ森林が何かというところ、多面的機能とかありますね。それから山も奥山もあれば、千葉県のような里山もありますし、それから谷津田が非常に発達していて、そういったところは本当に生物多様性、水源涵養。要するにグリーンインフラという言葉はいいんですが、絵にほとんど何も反映されていない。

それから、コンパクトシティの形成と書いてありますけれども、これも、こういうビルにこれからの人が人口減少時代に住むか。これがコンパクトシティかと言われたら、恐縮ですがあまりに夢も希望もないような絵ではないかと。言葉がきつくて申し訳ないんですけれども、どういう絵を描い

たらいいかわからないということであれば、いくらでも御相談に応じますので、ちょっとこの絵だけはもう一回。

この3つは素晴らしいです。で、それが国土という具体的な日本の山があったりですね。そんなにたくさん沖積平野があるわけじゃなくてこう流れてきて、里地・里山が豊かにある。海岸が危ない。そういう日本という国土を見た上で、やはりちょっと考えていただきたいというのが、大変無理なこととは思いますが、ぜひお願いしたい。

1点だけ、恐縮ですが、この数字を教えていただきたいのですが、農地が15万ha減ると。で、その減ったものがですね、森林が増えて、それからその他が増えて、道路が増えるんですね。結局15万減ったもののうち、5万haの道路が増えていくということで国土の帳尻があっているんですが、人口減少時代で、これだけ道路を更にというのはどういう御方針が背景にあるのか教えてください。

北原会長

はい。どうもありがとうございます。

国土交通省

はい。貴重な御指摘どうもありがとうございました。まず道路の規模目標については、大変不勉強で恐縮ですが、今すぐには申し上げられないのですが、後ほど回答させていただくということでもよろしいでしょうか。おそらく、今後計画されている高速道路の建設等も勘案の上、このような数字になっているのかとは思いますが、改めて御回答させていただきます。

それからパンフレットについての大変貴重な御指摘を頂きましてどう もありがとうございます。申し訳ないのですが、このパンフレットについ ては、結構部数を刷ってしまったので、今すぐ修正するということは難し いとは思いますが、例えばこういった御説明の場などでは、もう少し丁寧 な説明を加える等の工夫をしていきたいと思います。

どうもありがとうございます。

北原会長

はい。どうもありがとうございます。

絵というのは大変、誰にもわかりやすく説明する媒体なんですが、わかりやすいだけにいろいろと目についてしまうというところもありますので、今後よろしくお願いします。

はい。岡委員、お願いします。

岡委員

質問ではありません。全国的な趨勢として、人口減少が非常に憂い事だととらえられていますが、先進工業国間で比べますと、広大なアメリカは論外として、ヨーロッパと比較して今の日本ですら5割から数倍くらいも人口過密な状態です。これからも先進工業国を自負し続けるのでしたら、はじめて持続可能な豊かな国土形成が達成できるんじゃないかと、むしろ夢を持っていいんじゃないかと。そういう時代に私たちは来ているということを、おそらく国民が、意識をするべき時期に来たと認識しております。以上です。

北原会長

はい。どうもありがとうございます。貴重な御意見、ありがとうござい ます。

他にいかがでしょうか。はい。中井委員。

中井委員

実は私も全く同じで、この資料4のこの表の数字を見た時に、道路が増えているというのはまず最初に目につきまして、先ほどの御意見と同じ感想なんですけれども、これはその既に計画されていて、高速道路とか、都市計画道路とか、それのまだ計画段階だけれども、実現が見込まれるので、増えているのかなとは思うのですけれども、その計画自体が、たぶん時代に合わなくなっているという面もあると思うので、そこをそのまんま増やすというのはやっぱりなんというかいかにも時代遅れに映りますので、その辺はこれを御説明されるのであればもうちょっと丁寧に御説明頂いた方がいいかなと私も思いました。意見です。

北原会長

はい。宿題という感じですね。

国土交通省

ありがとうございます。

北原会長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。委員の皆さん、ありがとうございました。それから、福島専門調査官もお忙しい中ありがとうございました。

これで議案の審議を終了とさせていただきます。

次に議題の3番目、その他ということで事務局から何かありますか。

事務局

特にございません。

北原会長

それでは、委員の皆さんからその他ということで何かありますか。よろしいですか。

はい。今日も熱心に御議論いただきまして、ありがとうございます。以 上を持ちまして審議を終了いたします。

御協力ありがとうございました。では、進行を事務局へお返しいたします。

司 会

長時間にわたりまして、御審議ありがとうございました。以上を持ちまして、平成27年度千葉県国土利用計画地方審議会を閉会いたします。 ありがとうございました。